

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第82号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第10 1備考以外の部分中「355」を「390」に、「1,906」を「2,

「	1, 271	「	1, 398	
	2, 198		2, 330	
	1, 758		1, 863	
	1, 462		1, 550	
	1, 169		1, 239	
	254		269	
	2, 198		2, 330	
	508		538	
	419		444	
	1, 258		1, 333	
096」に,	2, 198	を	2, 330	に,
	89		94	
	877		930	
	636		674	
	293		308	
	508		533	
	877		921	

1, 462
446
636
458

1, 535
473
674
485

191
5, 996, 760
1, 283, 205
940, 170

を

202
6, 296, 598
1, 411, 526
1, 034, 187

に, 「127」を

「139」に,

2, 045, 505
1, 016
813
293
737
686
686
446

を

2, 250, 056
1, 117
894
322
810
755
755
473

に

改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則の規定は、この規則

の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第一市場管理課)